

令和6年度 第2号
令和6年10月
研究推進・社会貢献センター

立正大学における研究不正防止に関する啓発活動の一環として、本学における取組や不正発生要因への対応等を定期的にお知らせ致します。

●第2次中期計画における「研究不正防止対策の強化」のアクションプランの再周知

本学では第2次中期計画（2023～2027年度）にて「研究不正防止対策の強化」をアクションプランとして定めており、これまで以上に研究不正、研究費不正使用の根絶に対して強い決意を掲げ、研究倫理教育、コンプライアンス教育・啓発活動を実施しています。

立正大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

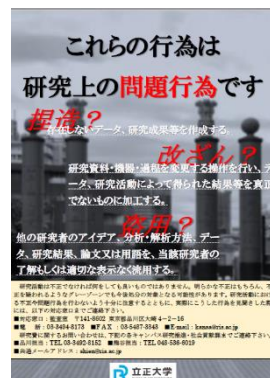
1. 本学の教職員は、公的研究費等の使用にあたって、関係する法令や規則、および学内の規約類を遵守する。
2. 本学の教職員は、公的研究費等が国民の税金を原資として支えられていることを認識し、常に社会に対しての説明責任を念頭において、公正かつ適正な使用に努める。
3. 本学の教職員は、公的研究費等の不正な使用を防止するために、学内の運営・管理体制を整備する。
4. 本学の教職員は、公的研究費等の適正かつ効率的な執行管理に努める。
5. 本学の教職員は、別に定める公的研究費等の使用に関する不正防止計画に基づき行動する。

●研究公正ポスター

令和3年2月1日「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、不正使用防止の組織風土形成に資する啓発活動の実施が研究機関に実施を要請する事項として、新たに定められました。

この改正を受けまして、立正大学における研究不正防止に関する啓発活動の一環として研究公正ポスターを作成致しました。

本学では公的研究費の不正使用防止に関する取り組みを引き続き行って参ります。



●不正使用に関する通報（告発）窓口

本学では公的研究費の不正使用等に対応するための通報（告発）窓口を監査室に設けております。告発は、原則として顕名で受け付けます。該当事項について具体的にかつ合理的理由を添えて書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により告発窓口へ通報してください。なお、告発にあたっては通報者に関する秘密は保護されます。

対応窓口：監査室
(〒141-8602 東京都品川区大崎 4-2-16)

- TEL : 03-3494-8173
- FAX : 03-5487-3343
- E-mail : kansa@ris.ac.jp

●研究における不正使用事例

文部科学省「研究機関における不正使用事案」のうち「旅費の架空請求・目的外使用」に係る事例を紹介いたします。

参照文献

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20240516-mxt_kibanken01-364929.pdf

項目	内容
不正の種別	旅費の架空請求（カラ出張）及び目的外使用
不正が行われた年度	令和 1、3、4 年度
研究機関	S 大学
不正に支出された金額	1,166,880 円
経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】</p> <p>令和 5 年 1 月 24 日事務局による勤務時間管理関係の事務処理過程において、元教員にカラ出張による旅費の不正使用の疑義が認められた。</p> <p>【調査に至った経緯】</p> <p>「該当大学の公的研究費の不正使用防止等に関する規程」に基づき予備調査を行った結果、カラ出張が疑われる複数の事案が認められた。予備調査の結果を踏まえ、当該元教員に確認を求めたところ、虚偽による出張申請を行った事実を認めたことから、最高管理責任者(学長)は、同規程に基づき、本調査を行うことを決定した。</p>
発生要因	<p>【当該元教員側の要因】</p> <p>当該元教員は、公的研究費の運営・管理に関する誓約書を提出し、コンプライアンス教育を受講していたにもかかわらず、旅費の架空請求や目的外使用を繰り返しており、研究者としての倫理観及び研究費を適正に執行するという規範遵守の意識が欠如していたと考えられる。</p> <p>【機関の管理体制】</p> <p>① S 大学では教職員の出退勤管理について IC カードによるシステム管理を行っているが、出勤日時と出張日時の重複確認に不備があった。</p> <p>② 研究者の出張旅費を立替払いで執行することが多く、確認作業が困難であり、執行に係るモニタリングの仕組みが不十分であった。</p>

<p>調査</p>	<p>【調査体制】 研究費不正使用調査委員会 学内委員 7 名(令和 5 年度は 6 名)、学外委員 1 名(弁護士)を設置して調査を実施した。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 令和 5 年 3 月 8 日～令和 5 年 11 月 7 日 ・ 調査対象 調査対象者 : 当該元教員 調査対象経費: 当該元教員が本学在籍中(令和元年～令和 4 年度)に執行した科学研究費助成事業 ・ 調査方法 書面調査、当該元教員へのヒアリング、出張先及び研究協力者への照会
<p>調査結果</p>	<p>【不正の種別】 旅費の架空請求(カラ出張)及び目的外使用</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動機、背景 当該元教員は、日ごろからデータ収集等の協力を得ていた実家周辺にある病院へのお出張を装い、私的に帰省するための旅費として研究費を使用していた。また、コロナ禍により申請手続き済みの出張が中止となった際に、その取消手続きを行わないまま旅費を受領していた。さらに、研究協力者による出張を偽装して申請し、得られた旅費を同協力者に謝金と称して支払っていた。 ・ 手法 ① 私的な旅行をお出張用務として虚偽申請し、旅費を受給。 ② オンラインで実施した用務をお出張用務として虚偽申請し、旅費を受給。 ③ 実態の伴わない研究協力者の出張を虚偽申請し、当該旅費を研究協力者に謝金と称して支給 ・ 私的流用の有無 実家へ帰省するために使用した旅費(866,400 円)について、私的流用を認定した。

	<p>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】 書面調査、当該元教員への面談及び研究協力者に対する確認調査の結果により判明した前述の行為について、研究費の不正使用に当たることを結論付けた。また、当該元教員がカラ出張によって得た旅費については、私的な帰省のために使用したことを同人が認めたため、私的流用があったものと判断した。</p>
再発防止策	<p>【全体】 ・研修会やコンプライアンス教育における公的研究費不正使用防止に関する注意喚起に加え、各学部教授会、各研究科委員会等において不正使用事案等の資料配付など、周知徹底を図る。 ・「科研費取扱要領」の改正及び説明会等を通じた研究者及び事務局担当部署に対する事務処理手続き遵守の周知徹底。</p> <p>【旅費】 ・出張申請書に用務の詳細や面会者の所属・氏名等の記載を求めるとともに、出張期間中のスケジュールが確認できる書類を添付するよう義務づけ。 ・出張報告書に出張した事実が確認できる書類を添付するよう義務づけ。なお、提出書類一覧を研究者へメールにて案内し、不正防止への意識改善を実施。 ・旅費に関する経費の支払いにコーポレートカードを利用可能に変更。 ・旅費精算時に出張日と出退勤記録を突合し、出張用務従事日時に矛盾がないかを確認。 ・宿泊先、用務先等に無作為に事実確認を実施。</p>
該当大学が行った措置	<p>・関係者の処分 当該元教員は既に退職しており、該当大学の就業規則に基づく懲戒処分を行うことはできないが、同規則に準拠し、「懲戒解雇処分相当」として本人への通知を行った。</p> <p>・本件の公表状況 令和6年4月12日 S 大学ホームページに公開。</p>

【本件担当】 総務部 研究推進・社会貢献課
品川キャンパス
〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16
電話：03-3492-8152
熊谷キャンパス
〒360-0194 埼玉県熊谷市万吉 1700
電話：048-536-6019
共通メールアドレス：shien@ris.ac.jp